

倉敷市水道局水道管路工事（自社施工型）の試行発注について

令和6年5月7日

水道管路工事事業者の事業環境を改善し、水道管路工事の担い手不足の解消につなげていくため、また水道管路の災害発生時に応急的対応が可能な事業者の増加を図るため、倉敷市水道局において、水道管路工事の自社施工を条件とする発注を試行します。

1 自社施工の定義

水道管路工事（路面本復旧工及び特殊な工法等により倉敷市水道局がやむを得ないと認めたものを除く。）の施工に当たり、受注者と直接的な雇用関係にある技術者及び作業員等（産業廃棄物・残土の運搬業者及び交通誘導警備員は除く。以下「自社技術者等」という。）で全て施工することをいう。

自社施工にかかる誓約書及び直接的な雇用関係が確認できる資料（健康保険証等の写し）の提出により、工事現場における自社技術者等の直接的な雇用関係を確認する。

2 対象工事

設計金額が1,000万円以上の工事（一般競争入札（条件付））であり、布設口径200mm以下かつ開削工法の工事（水道事業実務必携を適用した工事）のうち、倉敷市水道局建設工事及び物品調達業者入札指名委員会規程（昭和50年水道局管理規程第15号）第2条に規定する建設工事委員会が選定した工事とする。

3 発注本数

年間数本程度

4 自社施工型の明記

入札公告及び特記仕様書に水道管路工事（自社施工型）であることを明記する。

5 施行年月日

令和6年6月1日以降の入札公告分から